

## 博物館の登録基準の策定に関する基本的な考え方

### ■新博物館法第13条（抜粋）

- 三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
- 四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
- 五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
- 六 一年を通じて百五十日以上開館すること。
- 2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

#### （1）博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制

（考え方の方向性）

- ・ 博物館の基本的な運営方針が定められ、公益性が確保されているか
- ・ 博物館資料の収集・管理の方針が定められ、目録が作成されているか
- ・ 博物館資料の展示や調査研究、利用者への学習機会の提供を行う体制があるか

#### （2）学芸員その他の職員の配置

（考え方の方向性）

- ・ 博物館の適切なマネジメントを行う館長が置かれているか
- ・ 扱われる博物館資料についての専門性を持った学芸員が置かれているか
- ・ 博物館の職員に対する研修など能力向上の機会が確保されているか

#### （3）施設及び設備

（考え方の方向性）

- ・ 博物館資料の収集や保管等を、安定的・継続的に行う施設設備があるか
- ・ 防災や防犯の観点から必要な対応がなされているか
- ・ 使用言語や障害の有無など、多様な人々が利用できるよう対応がなされているか

博物館が最低限備えるべき要件として、これらの観点から、都道府県等の教育委員会が参酌すべき基準として文部科学省令を大綱的に定めるとともに、登録基準を超えたこれからの「望ましい博物館の姿」についても、現行の「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」と同様、文部科学大臣告示によって示すことで博物館の質の向上につなげてはどうか。

※ 加えて、博物館資料のデジタル・アーカイブ化の取組についても留意すること

※ 開館日数（150日）の要件についても、「開館」の捉え方を検討し、整理すること

## 博物館の登録・指定に関する留意事項

- 新博物館法に基づく登録の実務や博物館の運営等に際して、具体的な考え方を示す必要がある事項については、以下のような考え方に基づき示すこととしてはどうか。

### (1) 地方公共団体等以外の法人が博物館を設置しようとするときの要件

#### ■新博物館法第13条第1項第1号 ロ（抜粋）

- (1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること
- (2) 担当役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること
- (3) 担当役員が社会的信望を有すること

- ・ 法人の「経済的基礎」については、博物館の事業に関する収支の計画（すでに実績がある場合は実績を含む。）の提出を求めるとともに、会社更生法による更生手続きの中にないことを申告させる等により確認すること
- ・ 役員「知識又は経験」及び「社会的信望」については、役員の履歴書等の提出を求めるとともに、反社会的勢力との関係がないことを申告させる等により確認すること

※ 書面や資料の提出が過重な負担とならないよう配慮することが求められること

### (2) 博物館の登録に係る審査等を行う際の学識経験者への意見聴取の在り方

#### ■新博物館法第13条第3項（抜粋）

- 3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- ・ 申請中の博物館の特性（取り扱う博物館資料の種類等）を踏まえて、適切な学識経験者の意見を聴くことが求められること
- ・ 必ずしも学識経験者による合議体（委員会等）の形式をとる必要はないこと
- ・ 登録の可否にかかわらず、学識経験者の意見を申請者に伝達することにより、申請中の博物館の更なる質の向上に資することが期待できること
- ・ 意見を聴取する回数や形式は、各都道府県の教育委員会の状況に応じて判断されたいが、文化庁において都道府県の状況等を聞き取りつつ、望ましい形式を示す予定であること

### (3) 博物館の登録を行った際の公表の在り方

#### ■新博物館法第14条第2項（抜粋）

2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

- ・ 博物館を登録したときに公表することとしている趣旨は、博物館の利用者や、資料の寄贈や寄託を行おうとする者の便宜にかなう点にあり、法定されている事項（設置者及び博物館の名称・所在地）以外の情報も積極的に公表することが望ましいこと
- ・ 公表の方法や形式は、各都道府県の教育委員会の状況に応じて判断されたいが、インターネットの利用をはじめとして、情報への簡便なアクセスを可能とする方法が望ましいこと。また、利用者等の便宜の観点からは、登録した博物館をリストとして示すなど、一覧性をもった公表を行うことが望ましいこと
- ・ 登録した都道府県の責任の下、登録された博物館の情報が公表されることで、当該博物館や博物館の登録制度自体の信頼の向上に資することが期待されること

### (4) 登録された博物館に関する手続きの在り方

- 新博物館法第16条（博物館による都道府県の教育委員会への定期報告）、  
第17条（都道府県の教育委員会による報告又は資料の提出の求め）、  
第18条（都道府県の教育委員会による勧告及び命令）、  
第19条（都道府県の教育委員会による登録の取消し）  
第20条（博物館を廃止した際の届出）

- ・ 博物館による都道府県の教育委員会への定期報告の頻度や形式、報告内容については、各都道府県の教育委員会が状況に応じて定めることとなるが、必ずしも、登録の申請の際に求めた情報を毎年度報告するよう求める必要はないこと（具体的には、文化庁において望ましい在り方を示す予定であること）
- ・ 都道府県の教育委員会が、博物館に対する勧告・命令を行うとき、博物館の登録を取り消すときには、学識経験者の意見を聴かなければならないこととされているが、登録の際の意見聴取と同様、必ずしも合議体（委員会等）の形式をとる必要はないこと
- ・ 登録の取消しの規定は、登録の際の基準を満たさなくなったことをもって、ただちに登録の取消しを行うべきことを意図するものではなく、勧告等を通じて博物館の運営の改善を促すことがその本旨であること
- ・ 博物館が廃止される場合等において、当該博物館の所蔵資料の散逸や不当な転売を防止する観点から、あらかじめ資料の譲渡先を定めておくなどの対応が望ましいこと

## (5) 指定施設の指定・取消しに関する考え方及び経過措置の在り方

### ■新博物館法第31条（抜粋）

第31条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一～三 （略）

2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

### ■附則第2条（抜粋）

4 この法律の施行の際現に旧博物館法第十条の登録を受けている（略）博物館は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、新博物館法第十一条の登録を受けたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九条の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一条第一項の指定を受けたものとみなす

- ・ 博物館に相当する施設として指定するか否かの判断に当たっては、博物館の登録基準に準ずることを基本としつつ、設置主体を問わない（国や独立行政法人、個人立でも指定することができる）ことや、学芸員の必置を求めないこと、博物館よりも少ない開館日数を認めること等について、文部科学省令で規定すること
- ・ 指定施設の指定を取り消すことができる事由については、法定されている登録の取消しをすることができる事由に準じて、文部科学省令で規定すること
- ・ 改正法の附則の規定により、旧博物館法に基づく指定を受けている施設が、新博物館法による指定を受けたものとみなされる期間は、博物館の登録に関するみなし規定の適用期間が5年間であることを踏まえ、同じく5年間とすること